

介護保険料のご案内

介護保険料特別徴収(年金天引き)

10月から本算定による特別徴収が始まります。

8月に年間の保険料額が確定し、送付した納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書のとおり、10月・12月・2月の年金から天引きします。

対象となる方

平成30年8月の介護保険料を特別徴収されている方(平準化により8月の天引きが0円になっている場合があります)

新たに対象となる方

平成30年4月1日現在で65歳以上であり、年額18万円以上の老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金を受給していて、8月までに特別徴収になっていない方

これから65歳の誕生日を迎える皆さんへ

介護保険の第1号被保険者の資格取得日は、65歳の誕生日の前日です。また、保険料の納付義務は資格を取得した日の属する月から発生するため、1日生まれの方は前月から納付義務が発生します。

40歳から64歳までの方は、第2号被保険者となり、介護保険料は加入している健康保険と一体で納められています。

問合せ 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

年金から市・県民税の特別徴収(天引き)が始まります

現在、市・県民税が年金から特別徴収されていない65歳以上の方で、10月までに年金から介護保険料が特別徴収される方は、10月から公的年金等に関する市・県民税の特別徴収が始まります。

対象となる方には、既にお送りした納税通知書で徴収税額を通知していますので、確認をお願いします。

対象となる公的年金

老齢基礎年金、老齢厚生年金など

※遺族年金・障害年金は対象ではありません。

特別徴収(天引き)が中止となる場合

次に該当する方は、特別徴収が中止となり、普通徴収(ご自身で納付)へ変更となります。

- ・介護保険料が特別徴収されなくなった方
- ・年金の支給が停止した方(遺族年金等に変更となった方など)

※平成28年10月から、公的年金からの特別徴収対象者が転出した場合や税額に変更が生じた場合、一定の要件の下で特別徴収が継続されることとなりました。

問合せ 税務課市民税G ☎55-9263

津島市ブロック塀等撤去費補助制度のご案内

地震発生時における、ブロック塀等の倒壊により発生する事故等の防止や、避難路の確保を目的に、道路や公共施設に隣接した高さ1メートル以上のブロック塀等の撤去について補助します。

また、木造住宅の無料耐震診断・耐震改修費補助についても、10月末日まで受付を行っています。あわせて制度の活用をご検討ください。

※平成31年度以降に工事を検討されている方についても随時相談を受け付けています。

補助対象 道路等や公共施設の敷地との境界から2メートル以内に設置された

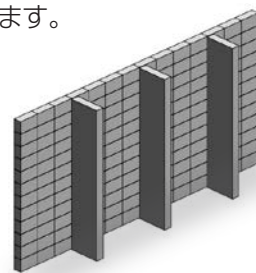
ブロック塀等を撤去する工事

補助金額 最大10万円(撤去に要した費用、または撤去したブロック塀等の壁面1平方メートルあたりに1万円を乗じた額のどちらか少ない方)

補助予定件数 6件

申込 10月31日(水)までに下記へ。

問合せ 都市計画課都市計画G ☎55-9627



お知らせください 家屋の取り壊しや新增築等

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取り壊しや新增築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされた場合ご連絡ください。

※平成30年1月2日以降に新增築された家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施していますので、ご協力をお願いします。

問合せ 税務課固定資産税G ☎55-9264

ご存知ですか？

固定資産税(家屋)の減額措置

住宅耐震改修をしたとき

対象家屋 昭和57年1月1日以前に建築され、平成30年1月1日～12月31日に工事費が50万円を超える耐震改修を行ったもの

減額される額 平成31年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が2分の1減額
※ただし、認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、平成31年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額、通行障害既存耐震不適格建築物にあたる家屋は、平成31年度分が3分の2、平成32年度分が2分の1減額(減額範囲は全て120㎡分まで)

申請期日 改修後3カ月以内に税務課へ申請してください。



高齢者等居住改修(バリアフリー改修)をしたとき



対象家屋 新築から10年以上経過し、65歳以上の方、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方、または障がいのある方のいずれかの方が居住されている住宅のうち、平成30年1月1日～12月31日に工事費(補助金等を除く自己負担分)が50万円を超えるバリアフリー改修を行ったもの(賃貸住宅を除く)

対象工事 ①廊下の拡幅 ②手すりの設置 ③階段の勾配緩和 ④床の段差解消 ⑤浴室の改良 ⑥引き戸への取り替え ⑦トイレの改良 ⑧床の滑り止め化

減額される額 平成31年度分の当該家屋の固定資産税の税額(100㎡分まで)が3分の1減額

申請期日 改修後3カ月以内に税務課へ申請してください。

熱損失防止改修(省エネ改修)をしたとき

対象家屋 平成20年1月1日以前に建築され、平成30年1月1日～12月31日に、工事費が50万円を超える熱損失防止改修を行ったもの(賃貸住宅を除く)

対象工事 ①窓の断熱改修工事(窓の二重サッシ化等) ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事

※ただし、①の工事、または①を含む改修工事であり、外気等と接する部分の工事に限ります。また、改修工事によりそれぞれの部分が現行の省エネ基準に新たに適合することになる工事です。

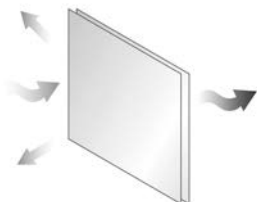
減額される額 平成31年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が3分の1減額
※ただし認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、平成30年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額

申請期日 改修後3カ月以内に税務課へ申請してください。

※申請書は税務課にあります。各改修について、必要な添付書類等、詳しくは下記へお問い合わせください。

※高齢者等居住改修(バリアフリー改修)、熱損失防止改修(省エネ改修)について、新築住宅特例や耐震改修特例の対象となっている年度は減額の適用を受けることができません。

問合せ 税務課固定資産税G ☎55-9264



日時	10月13日(土)
場所	文化会館2階和室
内容	土地の登記(分筆・地目変更等)の手続、建物の登記(新築・増築・取壊し等)の手続、土地の境界問題など
相談員	愛知県土地家屋調査士会名古屋西支部会員
申込	不要
問合せ	愛知県土地家屋調査士会名古屋西支部担当者 ☎28-20209

日時	10月13日(土)
場所	文化会館1階研修室
内容	土地や建物の相続、遺言、売買、贈与などに関すること ・株式会社設立や増資などの会社や法人に関すること ・供託手続き、訴訟書類の作成に関すること
相談員	※法律相談については140万円以下の民事紛争に限る 愛知県司法書士会会員
申込	要(当日受付あり)
問合せ	愛知県司法書士会 ☎052-683-6686

司法書士無料法律相談会

土地家屋調査士無料相談会

秋の安全なまちづくり県民運動

10月11日(木)～20日(土)

住宅を対象とした侵入盗の防止

「年間取組事項」

本年6月末までの住宅侵入盗(空き巣・忍込み)認知件数は全国ワースト1位で、侵入手口の7割以上が無締まりとガラス破りです。忘れずに施錠することはもちろん、補助錠やガードプレートなどで侵入口を強化するなど複数の対策を施したり、外出時や就寝時の戸締りは自分自身で再確認することを習慣づけ、侵入盗被害を防止しましょう。

自動車盗の防止

盗難車は他の犯罪に利用されたり、解体され海外に運搬されたりします。

車から離れるときは短時間でも必ず施錠し、長時間駐車するときは自宅であっても油断せず、防犯カメラを設置したり、ハンドルロックや警報器等の防犯装置を活用して大切な自動車を盗まれないようにしましょう。

特殊詐欺の被害防止

犯人はお金を騙し盗るためにいろいろな手口を駆使しています。詐欺被害に遭わないためには、「電話番号が変わった」「お金が必要」「お金を本人以外の者に渡す」「ATMへ誘う」といった話があったら詐欺だと疑い、お金を渡す前に必ず警察か知人等に相談しましょう。

子どもと女性の犯罪被害防止

子どもが被害者となる児童虐待や、わいせつ目的誘拐・連れ去り事件が後を絶ちません。地域ぐるみで子どもに関心を持ち、子どもの目線に立った見守り活動を強化しましょう。

「ながらスマホ」は、無警戒無防備な状態であり、ひたくりや痴漢の標的になるおそれがあります。決して他人事と考えず、常に自分が狙われているという危機意識を持って被害防止に努めましょう。

暴力追放運動の推進

暴力追放運動の三ない運動+1の「利用しない」「恐れない」「お金を出さない」「交際しない」を実践するとともに、暴力を許さない環境をつくりましょう。

問合 市民協働課地域コミュニティG ☎55-9298

行政相談週間

10月15日(月)～21日(日)

総務省では、国が行っている仕事について、皆さんから苦情や意見・要望をお受けする「行政相談」を無料でを行っています。

一日合同行政相談所

日時 10月24日(水) 午前10時～午後3時

場所 ナディアパーク3階デザインホール(名古屋市中区)

問合 総務省中部管区行政評価局

☎052-972-7415

愛知県男女共同参画月間

愛知県では、毎年10月を男女共同参画月間と定めています。この機会にパネル展示をしますので、ぜひご覧ください。

パネル展示 「働き方改革でどうなる??」

期間 10月1日(月)～31日(水) 午前9時～午後5時

場所 文化会館1階市民交流センター

問合 人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364

10月は「里親月間」です

里親とは、様々な事情により自分の家庭で暮らせなくなった子どもを迎え入れて養育する方のことです。

愛知県では、里親になってくださる方を募集しています。詳しくは下記へ。

問合・相談先 愛知県海部児童・障害者相談センター
☎25-8118

放置自転車クリーンキャンペーン

11月1日(木)～30日(金)

困ります! 自転車置きざり 知らんぷり

11月上旬に、放置自転車の撤去を行います。

市では、市営自転車駐車場などに放置されている自転車の調査を行い、一定期間経過後も放置されている自転車について、撤去・移動保管を行い、約6カ月の保管期間経過後に処分をします。

自転車の路上放置は、歩行者の通行を妨げ、交通事故の要因になります。また、救急車や消防車などの緊急車両の活動の障害にもなります。

目的地からちょっと離れていても自転車駐車場を利用し、一人ひとりの心がけで良好な都市環境の確保を図りましょう。

自転車利用のルール

- ・自転車は、防犯登録をしましょう。
- ・交通ルールを守り、安全運転をしましょう。
- ・自転車保険に加入しましょう。

問合 市民協働課地域コミュニティG ☎55-9298



ハロウィンジャンボ宝くじ(新市町村振興宝くじ)

(公財)愛知県市町村振興協会

発売期間 10月1日(月)~23日(火)
抽せん日 10月30日(火)

この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

10月は「クリーン排水推進月間」および「浄化槽強調月間」

家庭から出る生活排水は、川や海の水質汚濁の主な原因となっています。身近な水辺環境を保全するためには、生活排水の発生量を減らすこと、発生した生活排水を浄化槽等で適切に処理することが重要です。

生活排水の汚れを減らす取り組み

家庭の台所、洗濯、風呂等から出る生活排水について、次の生活排水対策を実施しましょう。

調理くず、食べ残し

- ・ 流し台には、できるだけ目の細かい三角コーナーや水切りネットを備え、排水口にはストレーナー(網カゴ状のゴミ受け)を取り付け、調理くず等を流さないようにしましょう。
- ・ お米のとぎ汁は、庭や畑にまけば肥料になります。

油

- ・ 使用済みてんぷら油は、吸収剤や牛乳パックに入れた古新聞等に吸わせて可燃ごみとし、水と一緒に流さないようにしましょう。

洗剤

- ・ 洗剤は、容器等に記載されている指示量を守り、使いすぎないようにしましょう。



生活排水を適切に処理する取り組み

単独処理浄化槽は、トイレ以外の排水がそのまま放流されるので、その他の排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に比べ、家庭から排出される汚れの量が8倍になります。

市では、単独処理浄化槽や汲取り便所から合併処理浄化槽への転換の促進を目的とした補助金制度を設けています。補助金制度を活用して、環境負荷の小さい合併処理浄化槽への転換をご検討ください。

合併処理浄化槽は、下水道と同等の処理性能が得られます。しかし、適切な管理を行わなければ、本来の機能を発揮できません。

浄化槽法では浄化槽の所有者等を「浄化槽管理者」と定め、下表のような管理を行う義務を課しています。

管理の内容	実施内容	実施業者または機関	連絡先	実施回数
清掃	浄化槽にたまった汚泥の汲取り	エコ環境(株) (有)大政 尾西清掃(株) (有)吉川清掃社	☎ 0120-222-652 ☎ 25-7374 ☎ 26-2908 ☎ 26-4918	年1回以上
保守点検	浄化槽の稼働状況、調整、清掃時期の判定などの点検	愛知県知事の登録を受けた業者	左記問合先にご確認ください。	浄化槽の型式に応じて定められた回数(下表)
法定検査	浄化槽の外観検査や放流水の水質検査など	(一社)愛知県浄化槽協会	☎ 052-481-7160	年1回



問合 海部県民センター環境保全課 ☎24-2111
生活環境課環境保全G ☎55-9368

	処理方式	回数
合併	分離接触ばっ気方式 (20人槽以下)	4カ月 1回以上
	嫌気ろ床接触ばっ気方式 (20人槽以下)	
単独	全ばっ気方式 (20人槽以下)	3カ月 1回以上
	分離ばっ気方式 (20人槽以下)	4カ月 1回以上
	散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式	6カ月 1回以上

公共施設等適正配置計画の策定について

意見を募集します

市には建設後20年から40年を経過した公共施設等が多く、今後大規模な修繕や建て替えに多額の費用が必要となります。また、人口減少や少子高齢化の進展による社会保障費の増加が見込まれ、厳しい財政運営が予測されます。このような状況から、すべての公共施設等を保有し続けることはできません。

そこで、公共施設等の適正な配置に関する具体的な方針を定める「公共施設等適正配置計画」を策定します。計画の策定にあたり、事前説明会、意見広聴会の開催、意見募集を行います。

事前説明会

公共施設等適正配置計画の素案について説明します。

日時・場所 右表のとおり

対象 どなたでも

申込 不要

意見広聴会

公共施設等適正配置計画の素案についてのご意見をお聴きします。

日時・場所 右表のとおり

意見発表の対象 事前説明会に参加した方

意見発表の申込 10月17日(木)までに問い合わせ先へ。

傍聴 どなたでも。申込不要

	日 時	場 所
事前説明会 ※3会場とも 同じ内容	10月13日(土) 午前10時	生涯学習センター 第6会議室
	10月14日(日) 午後2時	図書館大集会室
	10月15日(月) 午後7時	神島田公民館 大集会室
意見広聴会	10月20日(土) 午後2時	文化会館視聴覚室
	10月21日(日) 午後2時	生涯学習センター 小ホール

計画案に対する意見募集

意見広聴会での意見発表のほか、書面による意見も募集します。

募集期間 10月15日(月)～11月2日(金)

提出方法 ホームページまたは企画政策課で事前説明会資料を確認の上、「住所」「氏名」「電話番号」「ご意見」を明記し、直接または郵送、FAX、電子メールで提出してください。

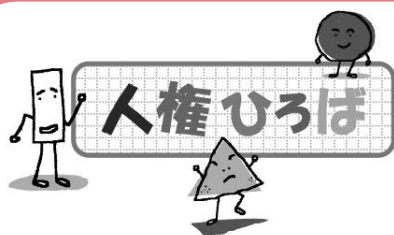
提出先 〒496-8686(住所不要)

津島市役所企画政策課宛て

☎24-1791

✉machi@city.tsushima.lg.jp

問合せ 企画政策課行政改革推進G ☎55-9465



人権推進課人権同和・男女参画G
☎55-9364

女性の人権

女性は出産や育児等で職場を離れざるを得ない場合や非正規雇用が多いことなどを背景に、貧困等の生活上の困難に陥りやすい状況にあります。この状況をなくすためには、男女平等の人権意識を持ち、家庭や職場など社会のあらゆる場において、制度や慣行を見直すとともに、子育て支援策や介護保険サービスの充実を図っていくことが大切です。そして、女性が社会活動に積極的に参画できる支援を推進することが必要です。

女性への人権侵害

昨今、深刻な社会問題化している配偶者や交際相手からの暴力や、つきまといなどのストーカー行為は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。平成13年に「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」が制定されました。警察庁によると、配偶者からの暴力事案等の相談等件数は毎年増加傾向にあるとのことです。このことから、女性に対するあらゆる暴力については、人権侵害であると認識し、問題の早期解決や再発防止に向けて、関係機関が相互に連携することが大切です。特にDVなど潜在しがちな実態を把握するとともに、意識啓発や支援活動を効果的に展開する相談体制の充実が必要です。